

令和6年1月

各 位

東京都台東区浅草橋1-3-14
東京文具工業健康保険組合

令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について

令和6年能登半島地震に伴う災害により、被害にあわれた被保険者及び被扶養者、並びに事業所の皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復興・復旧されますことをお祈りいたします。

当組合では、内閣府による「災害救助法」の適用に伴い、災害救助法適用地域にお住まいで、被災された被保険者及び被扶養者の方々につきましては、次の支援措置を行いますのでお知らせいたします。

【災害救助法の適用地域】

新潟県、富山県、石川県及び福井県は35市11町1村

最新の適用状況については「[内閣府 防災情報のページ](#)」をご参照ください。

1.健康保険被保険者証（保険証）の提示ができないとき

被災して被保険者証を紛失・消失し、あるいは家に残したまま避難しているため、医療機関等の窓口で保険証が提示できない場合でも、次の事項を申告すれば受診できます。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 連絡先（電話番号等）
- (4) 勤務する事業所名

2.健康保険被保険者証（保険証）の再交付

保険証を紛失し、再交付が必要となった場合は、勤務する事業所にご連絡いただくようお願いします。当組合では速やかに被保険者証を再発行いたします。

※この手続きは通常事業主を経由して行っていますが、困難な場合は当組合まで直接ご連絡ください。

3. 保険料の納付期限の延長および納付猶予について

今回の災害により被災した事業所、任意継続被保険者の方に対しまして、その被害状況に応じて、保険料の納付期限の延長および納付猶予をいたします。

※ご不明な点等がございましたら、東京文具工業健康保険組合までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

電話：03-3866-8141